

神戸市立工業高等専門学校排水及び有害危険物管理規程

2026年4月1日

規程第1号

(趣旨)

第1条 神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）における排水及び有害危険物の管理については、法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において排水及び有害危険物とは、次の各号に掲げる物質とする。

- (1) 有害危険物質排水処理施設を経て公共下水道に排出する液体（以下「排水」という。）
- (2) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第2条第1項及び同条第2項に規定する毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）
- (3) 高压ガス、引火性物質、爆発性物質その他の危険物質（以下「危険物質」という。）

(統括管理責任者)

第3条 本校の有害危険物を適正に管理するために統括管理責任者を置き、事務室長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、校長の命を受け、次の各号に掲げる業務を統括する。

- (1) 本校の排水処理施設の管理及び排水管理にかかる事故発生の防止
- (2) 本校における毒劇物による事故発生の防止及び安全の確保
- (3) 本校における危険物質の管理

(排水管理責任者)

第4条 神戸市下水道条例（昭和50年10月29日条例第40号）第14条の2の規定に基づき、本校からの排水の水質管理を担うために排水管理責任者を置き、環境応用化学科に所属する教員の中から校長が選任する。

2 排水管理責任者は、校長の命を受け、各専門学科、一般科及び情報教育研究支援センター（以下「学科等」という。）に所属する教員の中から排水管理補助者を指名する。

(排水管理補助者)

第5条 前条第2項により排水管理補助者として指名された者は、統括管理責任者及び排水管理責任者の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学科等における排水管理にかかる事故発生の防止に努めること
- (2) 事故発生時に速やかに統括管理責任者及び排水管理責任者へ報告すること
- (3) 排水管理にかかる排水管理責任者からの照会に速やかに対応すること

(排水処理施設の管理)

第6条 排水管理補助者は、排水処理施設が適正に稼働していることを定期的に確認するため、法令の定めるところに基づき運転管理日報を作成する。

2 作成した日報は排水管理責任者が確認し、5年間保管する。

3 機器や水量などに異常が見られた場合は、速やかに統括管理責任者に報告し、適切な改善措置を講ずる。

(毒劇物取扱責任者等)

第7条 学科等において使用する毒劇物を適正に管理するため毒劇物取扱責任者を置き、学科等の学科長、一般科長又は情報教育研究センター長をもって充てる。

2 学科等以外で毒劇物を取り扱う場合には、取り扱いを開始するまでに毒劇物取扱責任者を定め、統括管理責任者に届け出るものとする。

3 毒劇物取扱責任者は、所属の学科等において毒劇物を使用する者を毒劇物取扱者として、実験室及び研究室ごとに指名し、適正に管理させるものとする。

(毒劇物取扱者の責務)

第8条 前条第3項により毒劇物取扱者として指名された者は、統括管理責任者及び毒劇物取扱責任者の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 毒劇物の盗難及び紛失並びに飛散、漏れ、流失等の防止に努めること。
- (2) 毒劇物使用簿を備え、受入及び払出を記帳すること。
- (3) 毒劇物の保管庫の鍵を適正に管理すること。
- (4) 毒劇物を取り扱う者に対し、安全な取扱方法等について指導及び監督を行うこと。

(毒劇物の保管方法)

第9条 毒劇物は、次の各号に基づき保管しなければならない。

- (1) 一般薬品と区別し、専用の保管庫に保管すること。
- (2) 保管庫は、施錠ができる堅固なもので、かつ容易に移動することができないものを用いることとし、地震による転倒を防止するため、壁又は床に固定すること。
- (3) 混合又は混触発火のおそれのある毒劇物は、保管庫内において仕切りにより分類区分して収納する等、混合等による事故の発生を防止するための措置を講じること。
- (4) 容器は、飲食物その他毒物又は劇物以外のものを保管する容器と誤認されるおそれのある物を使用しないこと。
- (5) 容器並びに被包には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」の文字、劇物については「劇物」の文字を表示すること。

(毒劇物の引き継ぎ)

第10条 毒劇物取扱責任者は、毎年度末において毒劇物の使用及び在庫の状況について確認し、使用する見込みのない毒劇物については、統括管理責任者に引き継ぐものとする。

2 前項の引き継ぎを受けた統括管理責任者は、当該毒劇物について他の毒劇物取扱責任者に使用の意向を確認し、当該意向のあるときは当該取扱責任者に引き継ぐものとする。

(毒劇物の処分)

第11条 毒劇物取扱責任者又は毒劇物取扱者は、毒劇物、毒劇物を含有するもの、空容器等を処分するときは、関係法令の定めるところにより、保健衛生上の危害が生ずる恐れのない方法により処分しなければならない。

2 前項の場合において、当該処分しようとする毒劇物が法第2条第3項に規定する特定毒物であるとき、及び当該処分を毒劇物取扱責任者又は毒劇物取扱者において行うことが困難であるときは、前項の規定にかかわらず当該処分を統括管理責任者において行うものとする。

(毒劇物の事故等の処置)

第12条 毒劇物取扱責任者又は毒劇物取扱者は、保管する毒劇物が盗難に遭い、又は当該毒物等を紛失したとき（紛失した恐れのあるときを含む。）は、直ちに統括管理責任者に報告し、その指示に従うものとする。

2 毒劇物取扱責任者又は毒劇物取扱者は、保管する毒劇物の飛散、漏れ、流出、しみ出し又は地下浸透が発生し、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると判断したときは、直ちに統括管理責任者に報告するとともに、その危害の発生を防ぐための応急措置を講じるものとする。ただし、当該措置により自らに危害の及ぶ恐れのある場合は、統括管理責任者への報告のみを行うものとする。

3 前二項の報告を受けた統括管理責任者は、速やかに校長に報告するとともに、警察署その他の関係機関に通報又は届け出するものとする。（毒劇物の検査）

第13条 統括管理責任者は、毒劇物取扱責任者又は毒劇物取扱者に対し毒劇物の保管及びその取扱状況について検査を行うことができる。

2 毒劇物取扱責任者又は毒劇物取扱者は、前項に規定する検査に協力しなければならない。（是正改善の措置）

第14条 毒劇物取扱責任者又は毒劇物取扱者は前条の検査の結果、改善指導が行われた場合は、これに従わなければならない。

(事務処理)

第15条 この規程にかかる事務は、事務室総務課が処理する。（雑則）

第16条 この規程に定めるもののほか、有害危険物の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。